

# しんしろ 市議会だより

■発行 新城市議会 ■編集 市議会だより編集委員会 愛知県新城市字東入船6番地1 ☎23-7657

## 3月定例会

主な議案の内容	2
25年度予算大綱・教育方針説明	3
附帯決議	3
一般質問	4
委員会通信	11
政治倫理条例	12
議決結果	12



No. **32** 平成25年  
5月15日発行

### 地域自治区制度が始まりました

12月定例会で議決した地域自治区条例に基づく、自治振興事務所の開所式が4月1日に行われました。  
自治振興事務所は地域の総合相談窓口の役割を担い、地域協議会の事務局としてサポートします。



# 3月定例会 平成25年度予算を可決

市議会3月定例会は、2月27日から3月22日までの24日間の会期で開かれました。  
この定例会では、各会計の新年度予算や条例の制定、補正予算案件など市長提出83議案、議員提出の政治倫理条例など7議案及び一般会計予算に対する附帯決議が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり決まりました。

## 主な議案の内容

- 〔市長提出議案〕**  
 ◆市自治会議条例の制定  
 自治基本条例に規定する市自治会議に関し、必要な事項を定めるもの。
- ◆市有財産の無償譲渡  
 協議により地元は無償譲渡。「建物」8件  
 東新町公民館、本町公民館、入船公民館、中町公民館、栄町公民館、橋向公民館、的場公民館、川田原公民館  
 「建物・土地」1件  
 平井公民館
- ◆千郷財産区管理委員の選任  
 老平昌尚、秋野裕美、萩平昌嗣、酒井孝雄  
 (敬称略)
- 〔議員提出議案〕**  
 ◆東郷財産区管理委員の選任  
 原田貞幸、西村保、林晴夫、伊藤憲一 (敬称略)  
 塩沢下組財産区管理委員の選任  
 金澤伸重 (敬称略)
- ◆公の施設の区域外設置に関する協議  
 設楽町と協議の上で、布里田峯線の停留所を設楽町の区域内に設置することについて。
- ◆新市まちづくり計画の変更  
 合併特例債発行期限延長にかかる計画期間の延長。
- ◆政務調査費の交付に関する条例の一部改正  
 地方自治法の改正に伴い、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付対象を「会派」から「会派及び会派に属さない議員」に改める。
- ◆議会基本条例の一部改正  
 条例中、「政務調査費」を「政務活動費」に名称を変更。
- ◆議会委員会条例の一部改正  
 地方自治法の改正に伴い、委員の所属や選任、在任期間など必要な事項を定めるもの。
- ◆議会会議規則の一部改正  
 地方自治法の改正に伴い、公聴会制度及び参考人制度の活用を本会議において可能とするもの。
- ◆議会議員政治倫理条例の制定  
 ※P12参照。
- ◆議会の議決すべき事件を定める条例の制定  
 市の基本構想について、議会の議決を経て策定する必要があるため。「他の地方公共団体と友好関係の提携または団体の友好関係の提携または解消に関する事」「都市宣言を制定、改正、または廃止に関する事」についても議会の議決の対象とした。
- ◆総合政策特別委員会所管調査事項の追加  
 東三河広域連合について追加。



# 市長予算大綱 説明要旨

新年度から施行する自治基本条例と地域自治区制度は、第1次総合計画が掲げる「市民自治社会創造」の戦略に基づいて、度重なる市民委員会での議論や行政区単位での検討を経て、住民、議会、行政の真の協働と地域自治の制度的保障を図り、まさに強靱な地域社会の再構築となるものである。

の新東名愛知県側全線と新城IC（仮称）は、それをはるかに凌駕する影響を当地域にもたらすものと予測される。新年度は道の駅建設事業に着手し、周辺道路整備を引き続き実施の予定である。

以上の主旨にしたがって新年度予算案を、「市民自治社会創造・まちづくりのステップアップをはかる平成25年度予算」としたところである。

## 教育長教育方針 説明要旨

平成25年度新城教育のテーマは、「共育で学校・家庭・地域に貢献」とした。

### 重点方針

【方針第二】教育の原点である「一人ひとりの子どもに光を当てた、きめ細かな指導の徹底」。そのため、「遊びを大切にす学校」「しつけ・習慣を重んじる学校」を目指す。

【方針第二】「共育」「連携」を推進する中で、「確かな学びを保障する学校」「健康・スポーツを推進する学校」を目指す。

【方針第三】地域密着の個性的な学校文化の構築。

【方針第四】教育環境の整備。

【方針第五】生涯学習。「市民が感動・創造・貢献の喜びを感じる環境づくり」を目指す。

3月定例会では、第31号議案 平成25年度新城市一般会計予算に対し、附帯決議が提出され、全会一致で可決されました。

### 理由

この案を提出するのは、庁舎建設事業予算の執行にあたり、市民への説明と理解、並びに周辺地域の安全かつ安心な環境整備が行われるために留意すべき点を議会として決議する必要があるからである。

### 記

- 1 庁舎建設事業
- (1)基本設計案及び庁舎関連予算の執行にあたっては十分に留意し、市民に対しさらなる丁寧な事業説明を積極的に行うこと。
- (2)概算事業費が示されたが財政計画及び財源の内訳を示し、将来にわたる市民負担等を明確にすること。
- (3)建設用地取得と用地内物件補償については、適正な執行を行うこと。
- (4)新市まちづくり計画の期間変更により財政計画も変更となり、合併年度及びこれに続く15年度間（平成32年度まで）となったことに合わせて、庁舎設計画期間の見直しを再度検討すること。また、今秋執行される選挙も考慮した計画期間の見直しも検討すること。

## 附帯決議（要旨）

第31号議案 平成25年度新城市一般会計予算に対する附帯決議

平成25年度新城市一般会計予算については、予算・決算委員会において活発な議論の下、慎重審議の結果原案可決されたが、その執行にあたっては下記の事項に十分留意して取り組まれるよう強く求めるものである。

24年3月三遠南信道・鳳来峡IC・浜松いなさ北IC間、同4月新東名高速道・御殿場JCT・浜松いなさIC・三ヶ日JCT間の開通は、当地方に多大なインパクトをもたらしたが、2年後に開通予定

の政調整基金からの繰り入れは0円（18年度4億5千万円）、市債発行額18年度比11億円減に見られるように、その財政構造・財務体質は大きく入れ替わっている。

議会、行政がそれぞれの責任を果たしあい、市民の支えで進めてきた新市建設8年間の内実は、ある意味でこの対比の中にすべてが語られてい

# 議会代表質問 (総務消防分野)

**Q** 行政は市民自治のステージアップにどのような立ち位置で行動していくか

**A** 制度の運用について制度設計を図り、趣旨を体現できるように心がけたい



鈴木達雄議員

自治基本条例、地域自治区制度などを有効にまちづくりを生かすには、市民・行政協働による粘り強い実践が必要と考える。

今後行政としてどのような立ち位置で市民自治のステージアップに関わり、行動していくのか。

市長

4月からいよいよ両条例の制度が発足することとなった。まずはこの制度の運用について、しっかりととした制度設計を図りながら職員を督励し、制度・条例の趣旨を体現できるように運用に心がけていかなければならない。

また、それを市民の皆さんから検証していく仕組みづくりも行っている。さらに、本市自治基本条例の大きな特色である市民まちづくり集会の開催において課題の設定、運営など、自治条例の具体的な形として図っていくかなければならない。

また、地域自治区制度について

は、地域自治区予算と地域活動交付金制度をつくり、地域協議会の中で議論をしていただく。市で行う事業についても、自治区から要望をいただき、地域の個性に合った制度・運用をしていく。

また、自治振興事務所を設置し、担当職員を張り付け、組織の縦割りに縛られることなく、住民からの要望や地域協議会での協議・調整事項について、全部署をまたいで協議をする責任を負う。

地域をサポートするという立場だけではなく、地域に暮らす一住民という立場からも、地域活動支援員制度を創設した。これからの自治体職員のあり方をも左右する非常に大きな改革だと思っている。制度運用にあたっては未知の部分、不慣れな部分があるかと思っている。適宜、市民の皆様からご指摘を受け、議会からも議論、問題提起をいただき、充実した内容にしていきたい。

**Q** 市税の収納率向上のためどのような検討がされたか

**A** コンビニエンスストアでの収納を導入する

税収確保において、収納率の向上のため納付しやすい方法についてどのような検討がされてきたか。また今後の対策は。

市長

納税者の利便性を図るために、市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税については、平成25年度からコンビニエンスストアでの収納を導入する予定である。また、国民健康保険税については、平成25年度から納期を年8回から9回に増やし、1回の納付額の平準化を図り、納税しやすい環境づくりに努めている。

今後については、コンビニ収納の周知と円滑な運用を図るとともに、特別徴収を積極的に進め、滞納対策についても強化をしていく。

※特別徴収・・・事業主(給与支払者)が従業員(納税義務者)に代わり個人住民税を給与天引きし、納めてもらう制度。

**Q** 本市の減災対策の現状は

**A** 自主防災会の体制強化や防災計画に修正を加えた

平成24年度は予算を減災元年としたが、減災対策の現状と今後の達成目標及び実施計画を伺う。

市長

新庁舎建設事業において、防災活動拠点の建設に向けて準備を進め、作手総合施設整備事業、インター周辺の道の駅整備事業では、防災拠点機能も兼ね備えるというコンセプトを設計・建設事業の中に盛り込んでいきたい。

孤立の可能性のある集落対策事業として、ヘリポートの建設を進め、自主防災会の資機材の整備による集落の防災力の向上などの充実に体制強化を図った。

防災計画の修正として、避難者・災害時要援護者対策、広域応援体制の整備、水・食料・生活必需品等の供給などの項目に修正を加えた。

平成24年度から、消防本部にあった防災担当部局を市長部局に移管し、平常時から災害時まで、切れ目なく市全体で減災に取り組む体制を構築していきたい。



# 議会代表質問 (厚生文教分野)

**Q** こども園がスタートするが、スムーズな開園に向けての取り組みは

**A** 在園児の保護者も含めた説明会を開催



前崎みち子議員

平成25年4月から市内全ての保育園、幼稚園が同一カリキュラムのもとで「こども園」としてスタートする。保護者の不安に配慮した切れ目のないスムーズな開園に向けて、どのように取り組まれているか。

市長

こども園への移行は、保育時間、保育料等において、いくつかの制度変更を伴うものである。また、これまで幼稚園等に通わせておられた保護者にとっては違った制度が出てきており、入園手続き、入園準備においても変更点が多くある。そこで、保護者の皆さんへの十分な説明と理解が、円滑な移行のポイントになると認識している。

24年10月の関連条例の議決以降、各園でのこども園制度保護者説明会などの開催により、周知に努めてきた。2月下旬から3月上旬には、入園の予定者、承諾者の方を対象に、全園で入園説明会を開催



**Q** 学校教育の環境・施設整備として取り組む事業は

**A** 共育の理念を実現できるような方針を貫徹していく

学校教育の環境整備及び施設整備として取り組む事業とその効果は。

市長

学校教育委員会は、共育を大きな方針として掲げた。それにより、学校再配置をしていく中で、共育の拠点施設としての学校という位置付けも加味し、黄柳川小学校では共同ホールが立ち上がり、計画している作手小学校でも同様の共育施設を整備していく。また、新城小学校の屋内運動場のようにより、市民開放を進めるとともに、防災拠点としての役割も担っていく。

このような形で、教育の環境整備については、まず安全安心をきちんと進めていく、再配置指針に見られるような教育環境・集団学習の保障、スクールバスの運営も含め、学校の教育環境の整備、共育の理念を実現できるような整備施設促進をしてきており、平成25年度予算の中でも、そのような考え方をしっかり持ちながら、方針を貫徹していきたい。

**Q** 生涯学習計画の進捗状況の評価は

**A** ほぼ予定どおりの進捗状況との評価

生涯学習推進計画では、新城市のキャンパスと名付け取り組んでいるが、その進捗状況の評価は。

教育長

生涯学習推進計画では、市全体を学びのキャンパスとして捉え、新城の三宝を生かした里山活動や文化活動を展開してきた。

全部で99事業を10年計画で進めており、3年ごとに検証・評価し、課題に基づいて見直しを図る。24年度は、ちょうど3年経過したところで、生涯学習専門委員会が検証を行った。多くの事業において、ほぼ予定どおりの進捗状況との評価を得て、その結果を踏まえ、次の3年に向けて目標を定め、冊子と概要版について3月末にまとめる予定である。

今回の検証で特筆すべきことは、生涯学習、文化、スポーツ活動においても、学校や子どもを要とした共育の重要性が確認されたことである。その上で、子育て活動、地域活動、健康・スポーツ活動、文化・芸術活動を進めていく。

# 議会代表質問 (経済建設分野)

Q

多くの観光資産を持つ本市の観光政策における具体的な取り組みは

奥三河全体で地域資源を活用し、集客のためのソフト事業を着実に進める



長田共永議員

多くの観光資産を持つ本市の観光政策における具体的な取り組みと、観光客集客のためのハード及びソフト事業、東三河自治体との連携にむけた広域観光振興推進事業について伺う。

市長

三遠南信自動車道や新東名高速道路浜松いなさJCT等の開通を契機に、静岡や関東方面から奥三河への流入が増加し、2年後の新東名高速道路愛知県区間開通により、東西両側からの関心も高まるものと期待している。

そこで奥三河を観光ブランドとしてアピールする取り組みを強化していく。25年度は、食をテーマとした奥三河を周遊できる企画の開発を進めていく。

市内においては観光ガイド付の自転車ミニツアーの試験実施、駅から遠隔地にある名所への交通手段の開発、登山、トレッキングなどのニーズに対応した山岳マップを作

製し、誘客に取り組んでいきたい。観光における地域間競争は激しくなっているため、奥三河全体で観光資源を最大限に活用した集客のためのソフト事業を着実に進めていく。

ハード面に関しては、受け入れ体制を整えるため、観光地の公衆便所の整備、案内看板設置等を進めて行く予定である。

東三河自治体の連携については、25年度に豊川市でB・1グランプリが開催されることから、東三河全体で広域観光推進を図るための観光展を東三河広域観光協議会の広域観光プロモーション事業として展開するなど、さらに東三河の認知度を高め、来訪者や参加者の滞在・周遊がしやすいような仕組みづくりを推進していく。

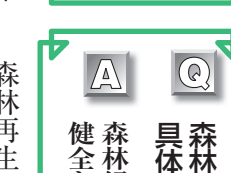
東三河の広域観光は課題であり、議論をされてきたが、具体的に踏み出す一歩が新年度から始まるものと考えている。

東三河の広域観光は課題であり、議論をされてきたが、具体的に踏み出す一歩が新年度から始まるものと考えている。

Q

農業振興政策における具体的な取り組みは

市・県関係機関が連携し推進を図る



長田共永議員

高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加等農業は厳しい状況にあるが、農業振興政策における具体的な取り組みを伺う。

市長

平成23年度に担い手確保育成総合支援計画を策定し、新規就農者の確保を図ってきた。25年度は、新規就農者定着支援と新たな人材確保を図りたい。個々の不安や悩みを地域の課題として位置付けて話し合い、その対応策を人・農地プランとしてまとめ、そのプランを実行し、今後の担い手対策、農地集積対策の推進を、関係機関とも連携を取りながら図りたいと考えている。また、農業塾を運営し、技術の指導等、新規就農者を中心に進めて行きたいと考えている。

個人、小規模農家への助成については、農業経営の安定を図るために、農業用施設・機械の整備に對する国県の支援を得ながら、働きやすい環境を整えるための助成をしていきたいと考えている。

個人、小規模農家への助成については、農業経営の安定を図るために、農業用施設・機械の整備に對する国県の支援を得ながら、働きやすい環境を整えるための助成をしていきたいと考えている。

Q

森林政策における具体的な取り組みは

森林経営計画作成を支援し健全な森林整備を促進する



長田共永議員

森林再生に向けた森林整備事業と、個人山主への森林整備奨励補助制度について伺う。

市長

国の森林環境保全直接支援事業の条件整備への取り組みが進まない地域があるため、市では森林経営計画を作成する林業事業体を育成するとともに、森林経営を受委託し、森林経営計画作成に対する支援を行うよう検討している。また、県が進めているあいち森と緑づくり事業では、採択要件が限定され、森林経営計画に発展していく状況にあるため、採択要件の見直しについて県に要望している。

個人山主への支援については、25年度から新たに市単独で森林整備奨励補助制度を創設する準備をし、水源林対策事業の中で面的にまとまりのある事業地に対して所有者負担が助成されるようにし、健全な森林整備を促進できるように、誘導したいと考えている。

個人山主への支援については、25年度から新たに市単独で森林整備奨励補助制度を創設する準備をし、水源林対策事業の中で面的にまとまりのある事業地に対して所有者負担が助成されるようにし、健全な森林整備を促進できるように、誘導したいと考えている。



# 議会代表質問 (総括)

**Q** 市長任期2期目最終年度だがこれまでの市政運営の評価は

**A** 新市一体化の方向付けをし、総合計画に向けての事業実施の緒に就くことができた



滝川健司議員

平成25年度は市長任期2期目の事業実施の緒に就くことができた

最終年度だが、これまでの市政運営をどう自己評価し、新年度予算

にどう反映されたか。また、政権交代が地方自治体の財政運営にど

う作用し、どのような分析・評価を

しているか。さらに第2期マニフェストの自己評価について伺う。

市長

市町村合併という大事業を経て、

広い区域での行政運営となり、

まずは一体化のための整備を図り、

市民病院のように目の前にある危機

に対応することに精力を注いだのが

一期目だった。一期目に第一次総合

計画が策定され、財政健全化の手法

がある程度整ったため、二期目には

ことも園、自治基本条例、自治区制度

等いくつかの案件に取り組み、議論の

多かつた庁舎建設の方向を打ち出し、そのための

財源確保もできたと思っている。

2期8年を通じ新市の一体化の方向

付けをし、四つの基本戦略の

事業に取り組み、70点くらいと振り返

ったところである。

マニフェストの自己評価は、いろいろな事業

に取り組み、70点くらいと振り返ったところである。

**Q** 新庁舎建設事業の現状認識と今後の対応について

**A** 情報の遅れがあったが、ご理解いただけるよう情報提供に努める

新庁舎建設事業について、現在の進捗状況

に対する現状認識と、今後の対応について伺う。

市長

現在の候補地が決定して以来、

地元への説明会等を実施してきた

が、十分な情報伝達ができてい

るとは言い切れない。情報の遅れ、

少なさ以上にそれぞれの説明の行

き違いも起きている。また、法令

の規制が多い事項であり専門的に

なってしまうため、関係住民の方

に十分理解していただけず、次の

ステップに進むこともあった。

今後手順をしっかりと踏んでき

たことをしっかりと押さえ、皆さ

んに理解していただかなければと

考えている。



基本設計概要説明会の様子

**Q** 東三河県庁と東三河広域連合について

**A** 東三河の発展に向けて、相互の連携が大切である

東三河県庁がこの地域にどう変

化・影響を与えたか。今後期待す

ることや東三河県庁に対する見解

を伺う。また、東三河県庁と東三

河広域連合の連携と役割分担、棲

み分けと位置づけについての見解

を伺う。

市長

東三河の振興ビジョンが定めら

れ、このビジョンに基づき、県庁

からの権限確保や予算確保を強力

に要望し、推し進める土台の一つ

が出来たと思う。ビジョンを実施

するため、東三河で意思統一を図

り、強力な事業実施の体制をとら

なければならぬと考えている。

東三河県庁は県の組織、東三河

広域連合は市町村の広域共同事務

を行う連合体であるが、東三河広

域連合が当面行う事務を整理し、

主要な任務を確定することが第一

だと考える。また、東三河広域連

合には国や県の組織も入ることが

できるので、調整をしていくこと

が望ましいと考える。

# 一般質問 ●●●● 市政のここが聞きたい

**Q** 実施設計に向けて、新庁舎建設に係る建築コスト縮減の提案を求めていく考えは

**A** 同等の品質をより低価格となる技術手法を導入した検討を求めていく



下江洋行議員

新庁舎建設事業における総事業費の抑制についての考え方、また本事業の地域経済への貢献における考え方等の観点で、以下伺う。

①庁舎建築コストに関し、他の設計事務所的事例等を調査しているか。②実施設計に向けて、建築単価の縮減の提案を求めていく考えは。③環境配慮施策による事業費を段階的に導入していく考えは。④新庁舎建設事業が、地域経済に貢献するための方策は。

総務部長

①建築コストについては、他の設計事務所による設計事例も調査しているが、公表されている事業費の内訳や落札率が不明のため、事業費の概算については、山下設計の手がけた近年の複数の物件を参考としたものである。

②建設コスト縮減の検討は、設計作業の必須プロセスである。積算作業においては、単なる乱暴な歩切りによるコスト縮減ではなく、

設計事務所経験値等を参考に、市場価格の適正な把握を求め、同等の品質をより低価格となる技術手法を導入した検討をしていく。

③環境配慮施策は、段階的な導入も検討していくが、建設と同時に進行することが効果的であると考えている。後年に設置した場合は、起債対象経費、補助対象経費であるかなども検討事項であると考えている。

④建設資材は、新城産木材や新城生産資材物品等を積極的に採用することを考えている。施工については、本体と外構工事・道路工事の分割発注、工種別の分離発注などを検討し、市内業者の受注機会増大について検討していく。庁舎備品は、再利用する方針であるが、新たに購入する場合には市内業者を優先する配慮をしていく。

## その他の質問項目

・再生可能エネルギーの普及について

**Q** 高齢者のひとり暮らし世帯に対して市と民間業者との見守り連携は

**A** 協力団体と協定を結び、協議会を発足させ、市が一体となって取り組んでいく



鈴木眞澄議員

高齢者のひとり暮らし世帯が増加しているが、ひとり暮らし世帯に対して声かけや情報提供など、きめ細かな対応が必要と考えるため、以下伺う。

①ひとり暮らし世帯掌握の正確な実態調査はされているか。②現制度を見直す考えは。③複数の行政区を担当する民生委員に負担がかからない対策は。④民間業者との見守り連携についての考えは。

市民福祉部長

①現在、住民票をもとにした高齢者統計については、毎年とっているが、ひとり暮らし世帯に特化した調査は、現在行っていない。

②ひとり暮らし高齢者の見守りや相談業務は、在宅介護支援センターへ委託している。また、社会福祉協議会では、年末の慰問事業を行っている。これらの事業を継続する中で、市、在宅介護支援センター、社会福祉協議会の連携を強化し、ひとり暮らし世帯への声

かけや情報提供に努めていきたい。

③民生委員は配置基準により配置をされ、民生委員法に基づく職務の中には、ひとり暮らし高齢者の把握や見守り、相談、情報提供も含まれている。負担を軽減するためには、地域ぐるみの見守りや支え合いが必要であり、民生委員の活動に対して住民の理解と協力が不可欠だと考えている。

④介護や高齢者福祉の関係では、ケアマネージャー、ホームヘルパーなど、困ったことなどがあれば、在宅介護支援センターや地域包括支援センターで相談を受け付け、状況確認を行う対応をしている。

地域の方々の見守りに加え、徘徊高齢者の見守りは、郵便局や新聞取扱店などに協力を得ている。今後は、協力団体と協定を結び、協議会を発足させるなど、市が一体となって取り組んでいきたい。

## その他の質問項目

・市の観光対策について



# 一般質問 ●●●● 市政のここが聞きたい

**Q** 小学校の再配置計画について  
鳳来北西部地区の協議は  
鳳来寺、海老、連谷の  
3小学校の統合を進めている



丸山隆弘議員

小学校再配置の基本的な考え方として、小学校再配置検討の目安は、6学級未満の学校規模とし、該当学区については速やかに協議の場を設けるとしているが、該当する小学校区に対して、どのような提示、協議をされているか。

は、平成23年3月に海老・連谷地区から統合に向けての要望書が提出され、平成25年2月に鳳来寺小を含めた3校で、地元組織づくりが始まった。鳳来西小学区については理解を得られるまでに至っていない。4校の合意により統合するのが理想ではあるが、小規模の連谷小は待てない状況と判断し、現在3校での統合を進めている。

小学校再配置の基本的な考え方と指針を平成21年3月に策定した当時、該当する小学校は、鳳来地区が6校、作手地区が3校あった。該当学区への説明については、平成21年9月に行った。

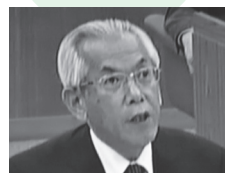
平成23年5月に作手小学校再編検討委員会が地元で発足され、その後、作手地区4小学校の1校の統合に向けた要望書が提出された。協議の結果、本年4月から1校2校舎体制としてスタートする。

鳳来地区は、平成22年4月に、山吉田小と黄柳野小を除く七つの小学校のPTA役員、五つの保育園母の会役員を対象に、小学校の現状と基本方針について説明をした。その後、小学校再配置の検討対象となる学区の区長、小学校区の保護者、未就学児の保護者などへ説明を行ってきた。

また、鳳来北西部地区について  
・ 市民から信頼される新城市役所  
・ 第二次地域情報化計画に関して

## その他の質問項目

**Q** 新庁舎建設は、いまだ平成27年度末の完成を目標とするのか  
総合的に判断する  
新市まちづくり計画の変更後



加藤芳夫議員

新庁舎建設について、平成23年2月に答申書で「市民体育館を含む現庁舎ゾーン」を候補地として決定した後、基本構想、基本計画で、現敷地及び体育館南側で一棟集約型の庁舎となったが、その経緯と法的基準から以下伺う。

① 関係地権者に対し事前の説明は行ったか。② なぜ約9千㎡の庁舎が必要なのか。③ 用途地域の制限を認識した上で決定したのか。④ 市道東新町桜淵線を住民が反対しているのに進める理由は。⑤ いまだ平成27年度末の完成を目指すのか。

① 関係地権者に対し事前の説明は行ったか。② なぜ約9千㎡の庁舎が必要なのか。③ 用途地域の制限を認識した上で決定したのか。④ 市道東新町桜淵線を住民が反対しているのに進める理由は。⑤ いまだ平成27年度末の完成を目指すのか。

② 新庁舎を機能別に市民スペース、議会スペース、執務スペースに分け、それぞれに検討を重ね、具体的にレイアウトをして面積削減、機能兼用の工夫を行い9千㎡の庁舎面積とした。

① 検討会議の答申を受け、関係者の皆さんに対し、2回にわたり説明会を開催した。その後区域内の各戸を訪問し答申内容について説明するとともに、入船区に新庁舎建設候補地についてのお知らせを配布した。

⑤ 新市まちづくり計画の変更が議決され、愛知県知事、総務大臣への届け出が完了し、庁舎建設用地に係る事業認定のめどが立った段階で総合的に判断したい。

③ 都市計画法に基づき定めている用途地域の変更、または建築基準

・ 公共施設の老朽化対策について

## その他の質問項目

# 一般質問 ●●●● 市政のここが聞きたい

Q

人口減に対する施策を  
どのようにとったのか

A

住宅用地の確保、子育て支援、  
企業誘致に努めている



中西宏彰議員

新城地区都市計画用途区域指定

また、地域自治の取り組みの中

では、市街化区域は一握りで、大  
半は市街化調整区域となっている  
ため、規制により新規住宅建築が  
困難である。人口増加を図る上で  
は、若者が住み、働けるまちづく  
りが必要であることから、以下の  
点について伺う。

①人口減に対する施策をどのよ  
うにとったのか。

建設部長

②平成24年度、県は都市計画法  
第34条第11号の規定に基づき、市  
街化調整区域に隣接または近接す  
る等の地域における開発行為等の  
許可に係る条例を定めた。市にお  
いて条例の定めた要件に合致する  
区域を、県が指定することで、市  
街化調整区域であっても住宅建設  
が可能となる。昨年度は、豊島の  
一部について区域指定を行った。

また、無秩序な開発とならない  
よう優良田園住宅の建設の促進に  
関する基本方針、定住促進住宅地  
検討区域での民間による住宅建築  
を促す制度を整えた。

企画部長

①住宅政策として平成24年4月  
に優良田園住宅の推進に関する基  
本計画を定め、地域特性を生かし  
た優良住宅の建設を促進している。

新たに杉山地区のサンヒル新城  
の宅地を県住宅供給公社から購入  
し若者の定住を推進するとともに、  
子育て支援として新城版こども園、  
しんしろ助産所等の開設、就業環  
境整備として新城南部企業団地等  
への企業誘致を進めてきた。

## その他の質問項目

・ 太陽光発電等自然エネルギー施  
策について

Q

指定管理業務について、市民からの  
要望や意見等に対する今後の進め方は

A

運営協議会を設け、アンケートにより  
要望や意見等を反映していく



山田たつや議員

平成25年度から一部の指定管理

センターネットによる地域情報の発

が直営または民間委託へと切り替  
えられるが、その施設について業  
務精査と今後の管理業務に改善が  
要すると思われることから、以下  
の点について伺う。

①まちなみ情報センターは、平  
成24年度末で契約満了となるが計  
画業務、自主事業の検証と評価は。

②市は、指定管理者に対し報告  
を求め調査、指導を随時行うこと  
としているが、本来の目的である  
民間ノウハウを生かした市民サー  
ビス向上の観点から、利用者の要  
望や意見を反映できる体制を整備  
していくことが必要である。

企画部長

総務部長

具体的には、指定管理施設に係  
る管理運営協議会を設け、協議会  
においてアンケートなどによる利  
用者の要望や意見を反映してい  
きたいと考えている。

企画部長

①平成24年度業務については、  
施設の維持管理業務をはじめ、図  
書の充実、センターだよりの発行、  
映画上映会等を行うとともに、自  
主事業として観光ガイドやパンフ  
レットによる駅前案内、写真・絵  
画の展示による市民への情報提供、  
木製ベンチの設置など施設の機能、  
立地条件を生かしたサービスを実  
施した。

## その他の質問項目

・ 新城市新庁舎の建設について  
・ Sバス運行について





各委員会では、付託議案や陳情について活発な審査が行われました。ここでは、紙面の都合上、審査の一部をお知らせします。

### 総務消防委員会

議案18件を審査し、いずれも可決すべきものと決しました。

委員

この条例によって市の業務の負担になることはないか。健康課長

### 〔市民自治会議条例の制定〕委員

委員が10人ということだが、どのような人を選ぶのか。総合政策部参事

この条例は本部設置の条例であるが、行動計画を別で策定する必要がある。国においてもまだ行動計画はできておらず、県も市も手が付けられない状況であり、国県の行動計画を見てからでないか。今のところ判断はできかねる状態である。

### 経済建設委員会

議案7件を審査し、いずれも可決すべきものと決しました。また、陳情も1件審査しました。

### 厚生文教委員会

議案6件を審査し、いずれも可決すべきものと決しました。〔新型インフルエンザ等対策本部条例の制定〕

〔市道の路線廃止〕  
〔市道の路線認定〕

委員

廃止することによって、不慮の事故があった場合の保険の対応について、どのような見解をもっているか。

### 土木課長

認定から廃止される路線については、市の公共用物管理条例によって道路として管理される。認定外道路は保険には入っていないが、道路として管理している以上、構造物等により人的・物的被害があった場合は、過失によってその責任は市にあると考えているので、一般財源で対応することになるが、今後保険に加入することも検討したい。

### 総合政策特別委員会

継続審査中の「平成24年第146号議案 市道の路線認定」の議案1件を審査し、審査終了まで引き続き慎重審査すべきものと決しました。

### 予算・決算委員会

〔2月27日〕

補正予算案件10議案を審査し、いずれも可決すべきものと決しました。

一般会計

〔農業経営近代化施設整備事業〕  
委員

農業塾開設準備委託料の事業概要は。農業課長

農業塾は定年を機に農業を始めた方や、農地はもっているが栽培技術がわからない方などが、1年間の農業研修を通じ農業技術と知識を習得し、小規模な面積でも就農できる販売農家の育成をはかるために、25年度の開講を予定。研修内容は、月2回の年24回にわたり、研修圃場での実習、講義、機械実習などを実施する予定。

必要な資材、教材、作業道具の購入費用、募集要項、PRチラシ作成などを委託する。

〔3月18日・19日〕

補正予算案件2件、一般会計予算を含む予算案件33件を慎重審査し、いずれも可決すべきものと決しました。

### 〔地域自治区運営事業〕委員

地域計画の策定状況が異なる中、地域自治区予算と地域活動交付金のしくみに対する市民への周知は。

企画課長

地域計画を策定している地域は、まちづくりの方向性や

将来的な活動の計画が明示されていることを生かして、自治振興事務所が予算や交付金の活用を支援することができ、策定されていない地域は、自治振興事務所が住民に聞きながら地域課題を洗い出し、予算や交付金の活用を支援するなど、それぞれの地域事情に応じた運用が可能である。

それぞれの自治区における活動成果を、市全体で互いに共有していくことが市民全体への周知につながると考える。

委員

次世代育成支援行動計画（後期）において重点事業になっているが、進捗状況をどう評価して取り組んでいるか。こども未来課長

新城ファミリーサポートクラブが実施する会員相互の子育て援助活動に対して、補助金を交付するものであり、会員数は増加傾向にある。

行動計画において具体的な数値目標を設定していないが、利用に関して市窓口相談等もないことから順調に推移していると評価している。

# 政治倫理条例を制定しました

平成24年6月に議長から議会改革特別委員会に諮問された市議会議員政治倫理条例について、8回にわたり委員会 で検討した結果、1月22日に議長へ答申し、議会運営委員会での決定ののち、議案として提出され議決されました。

## 市議会議員政治倫理条例

※抜粋（詳細についてはホームページまたは議会事務局でご覧ください。）

### （目的）

議員の政治倫理の確立と向上を図り、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与する。

（政治倫理基準の遵守）（要旨）

①職務に関し、市民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。

②その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

③市や市に関係のある法人が行う許認可等や請負契約に関し、特定の個人や法人・団体等を推薦・紹介する等、地位

を利用して、不正にその影響力を行使しないこと。

④議員の配偶者・二親等以内の親族が経営し役員になって いる企業、議員が役員または 経営に携わる企業等について、 市が行う工事等の請負契約、 業務委託契約及び物品納入契 約に関し、市民に疑惑を生じ させるような行為をしないこ と。

⑤政治活動に関し、企業または団体から政治的または道義 的な批判を受けるような寄付 を受けないこと。

⑥市及び市が構成団体となっ ている広域連合、協議会その他これに類する団体の職員の 公正な職務の遂行を妨げ、そ の権限又は地位による影響力 を不正に行使するよう働きか けをしないこと。

⑦市の職員の採用、昇任、降 任、転任その他の人事異動に 関し、特定の個人を推薦し、 もしくは紹介し、またはこれ らの人事に介入しないこと。

⑧嫌がらせ、強制、圧力をかける行為その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

### （審査の請求）（要旨）

市民または議員は、政治倫理基準に違反すると認められる議員があるときは、議長に、証する資料を添付して、審査の請求をすることができる。

### ①市民が請求する場合

選挙権を有する者（審査請求時に市の選挙人名簿に登録されている者に限る）の総数の100分の1以上の者の連署

### ②議員が請求する場合

議員定数の12分の1以上の者の連署

### （審査会の設置等）（要旨）

議長は、審査の請求を受けたときは、審査会を設置する。

・委員は6人以内で組織し、議会運営委員会に諮り、議員のうちから議長が指名

・委員長の選任、審査会の運営は委員会条例の規定による  
・有識者を出席させ、意見を求めることができる

・職務上知り得た秘密はもらしてはならない  
他

## ○3月定例会 議決結果

議案番号	議 案 名	審議結果	議案番号	議 案 名	審議結果
報告1	専決処分事項の報告(和解及び損害賠償の額の決定)	報告	9	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	原案可決
報告2	専決処分事項の報告(和解及び損害賠償の額の決定)	〃			
報告3	専決処分事項の報告(和解及び損害賠償の額の決定)	〃			
報告4	専決処分事項の報告(和解及び損害賠償の額の決定)	〃			
報告5	専決処分事項の報告(和解及び損害賠償の額の決定)	〃			
報告6	専決処分事項の報告(和解及び損害賠償の額の決定)	〃			
1	新城市職員の退職手当に関する条例等の一部改正	原案可決	13	新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃
2	新城市市民自治会議条例の制定	〃	14	新城市立小中学校体育施設の使用料に関する条例の一部改正	〃
3	新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	15	新城市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける案内標識等の寸法並びに移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定	〃
4	新城市男女共同参画審議会条例及び新城市めざまし明日のまちづくり事業補助金審査委員会条例の一部改正	〃	16	新城市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定	〃
5	新城市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正	〃	17	新城市公共用物の管理に関する条例及び新城市道路占用料条例の一部改正	〃
6	新城市職員の給与に関する条例の一部改正	〃	18	新城市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正	〃
7	新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	〃	19	平成24年度新城市一般会計補正予算(第5号)	〃
8	新城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正	〃	20	平成24年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃



議案番号	議 案 名	審議結果	議案番号	議 案 名	審議結果
21	平成24年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決	57	平成25年度新城市川合池場財産区特別会計予算	原案可決
22	平成24年度新城市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃	58	平成25年度新城市海老財産区特別会計予算	〃
23	平成24年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)	〃	59	平成25年度新城市山吉田財産区特別会計予算	〃
24	平成24年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	〃	60	平成25年度新城市作手財産区特別会計予算	〃
25	平成24年度新城市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	〃	61	平成25年度新城市新城市民病院事業会計予算	〃
26	平成24年度新城市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	〃	62	平成25年度新城市水道事業会計予算	〃
27	平成24年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)	〃	63	平成25年度新城市工業用水道事業会計予算	〃
28	平成24年度新城市川合池場財産区特別会計補正予算(第1号)	〃	64	市有財産の無償譲渡	〃
29	平成24年度新城市海老財産区特別会計補正予算(第1号)	〃	65	市有財産の無償譲渡	〃
30	平成24年度新城市山吉田財産区特別会計補正予算(第1号)	〃	66	市有財産の無償譲渡	〃
31	平成25年度新城市一般会計予算	〃	67	市有財産の無償譲渡	〃
32	平成25年度新城市国民健康保険事業特別会計予算	〃	68	市有財産の無償譲渡	〃
33	平成25年度新城市後期高齢者医療特別会計予算	〃	69	市有財産の無償譲渡	〃
34	平成25年度新城市介護保険事業特別会計予算	〃	70	市有財産の無償譲渡	〃
35	平成25年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算	〃	71	市有財産の無償譲渡	〃
36	平成25年度新城市簡易水道事業特別会計予算	〃	72	市有財産の無償譲渡	〃
37	平成25年度新城市農業集落排水事業特別会計予算	〃	73	新城市千郷財産区管理会委員の選任	同意
38	平成25年度新城市公共下水道事業特別会計予算	〃	74	新城市東郷財産区管理会委員の選任	〃
39	平成25年度新城市地域下水道事業特別会計予算	〃	75	新城市塩沢下組財産区管理会委員の選任	〃
40	平成25年度新城市宅地造成事業特別会計予算	〃	76	公の施設の区域外設置に関する協議	原案可決
41	平成25年度新城市千郷財産区特別会計予算	〃	77	新市まちづくり計画の変更	〃
42	平成25年度新城市東郷財産区特別会計予算	〃	78	市道の路線廃止	〃
43	平成25年度新城市塩沢組財産区特別会計予算	〃	79	市道の路線認定	〃
44	平成25年度新城市鳥原組財産区特別会計予算	〃	80	新城市市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定	〃
45	平成25年度新城市吉川組財産区特別会計予算	〃	81	平成24年度新城市一般会計補正予算(第6号)	〃
46	平成25年度新城市吉川上組財産区特別会計予算	〃	82	平成24年度新城市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	〃
47	平成25年度新城市小畑財産区特別会計予算	〃	83	平成24年度新城市水道事業会計資本剰余金の処分	〃
48	平成25年度新城市中宇利財産区特別会計予算	〃	議員1	新城市議政務調査費の交付に関する条例の一部改正	〃
49	平成25年度新城市富岡財産区特別会計予算	〃	議員2	新城市議会基本条例の一部改正	〃
50	平成25年度新城市黒田財産区特別会計予算	〃	議員3	新城市議会委員会条例の一部改正	〃
51	平成25年度新城市庭野財産区特別会計予算	〃	議員4	新城市議会会議規則の一部改正	〃
52	平成25年度新城市一畝田財産区特別会計予算	〃	議員5	新城市議会議員政治倫理条例の制定	〃
53	平成25年度新城市八名井財産区特別会計予算	〃	議員6	新城市議会の議決すべき事件を定める条例の制定	〃
54	平成25年度新城市長篠財産区特別会計予算	〃	議員7	総合政策特別委員会所管調査事項の追加	〃
55	平成25年度新城市大野財産区特別会計予算	〃	決議1	第31号議案 平成25年度新城市一般会計予算に対する附帯決議	〃
56	平成25年度新城市七郷財産区特別会計予算	〃		総合政策特別委員会中間報告の件	報告

※今回は賛否が分かれた議案はありませんでした。

# 平成24年度政務調査費の収支報告をお知らせします

(年額15万円/人)

	新政会	みらい	あおぞら	公明党	市民クラブ	無会派
会 派 人 数	7人	5人	1人	1人	1人	1人
交 付 額	1,050,000円	750,000円	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
研 究 研 修 費	25,735円	133,944円	0円	0円	0円	0円
調 査 旅 費	510,690円	0円	0円	0円	0円	0円
資 料 作 成 費	63,564円	70,478円	85,487円	9,592円	12,600円	8,851円
資 料 購 入 費	0円	4,998円	0円	0円	0円	0円
広 報 費	467,718円	518,818円	37,135円	0円	0円	0円
広 聴 費	21,412円	19,850円	0円	0円	0円	0円
事 務 費	0円	0円	0円	0円	0円	0円
合 計	1,089,119円	748,088円	122,622円	9,592円	12,600円	8,851円
返 還 額	0円	1,912円	27,378円	140,408円	137,400円	141,149円
主 な 使 途	各種研修会参加、先進地視察、会報発行など	各種研修会参加、会報発行、座談会開催経費など	会報発行、コピー機リース料・コピー代など	コピー機リース料、コピー代	コピー機リース料、コピー代	コピー機リース料・コピー代

## 視察報告会のお知らせ

6月14日(金)、本会議第一日終了後に、各委員会の行政視察の報告会を議場で行います。  
ぜひ、傍聴にお越しください。

複数人所属の会派の代表から3月31日付で会派解散届が提出されたため、市議会では会派がなくなりました。

### 会派を解散しました

この議会報告会では、3月定例会の内容をもとに各所管分野からの報告ののち、質疑応答が行われました。

4月22日(月)・23日(火)・25日(木)の3日間、市内9カ所の会場で議会報告会を開催しました。3日間で延べ153人の方にご参加をいただきました。ありがとうございました。

### 議会報告会を開催しました

## お 知 ら せ

### 6月定例会 (予定)

6月14日(金)	本会議第1日 10時～ 会期の決定、提案理由の説明等
6月19日(水) 20日(木)	本会議第2日 一般質問 10時～ 本会議第3日 一般質問 10時～
21日(金)	本会議第4日 10時～ 付託議案の審議、質疑・委員会付託等
24日(月)	総務消防委員会 9時～ 厚生文教委員会 13時30分～
25日(火)	経済建設委員会 9時～ 予算・決算委員会 13時30分～
28日(金)	本会議第5日 10時～ 討論、採決等

**\*詳しくは議会事務局まで**

※本紙は再生紙を使用しています。

### 議会中継を行います

6月定例会の様子をケーブルテレビで放映します。

- ・6月19日(水) 一般質問
- ・6月20日(木) 一般質問
- ・6月21日(金) 一般質問

(予定日)

いずれの日も午前10時から始まり、終了時刻は議事の都合により異なります。

ティーズチャンネル(デジタル放送は12チャンネル)でご覧になれます。  
また、インターネットでも同時に配信します。

## 編集後記

政治倫理条例を制定しました。政治倫理基準(P12参照)に違反する疑いがあると認められる議員に対し、所定の要件を満たした審査請求があった場合に審査会を設置し、審査を行うものです。

市議会は、市民の皆様の信頼のもと、日々研鑽に努めます。(編集委員 森 孝)

本紙に掲載した質問や答弁の内容など詳しくお知りになりたい方は、新城図書館に備えてあります会議録(6月発行予定)、または市議会ホームページをご覧ください。